平成２２年（フ）第１２０３号
愛知県春日井市岩成台８丁目４番地１　601号棟607号室
破産者　早川　義彦
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２０４号
愛知県春日井市岩成台８丁目４番地１　601号棟607号室
破産者　早川　正子
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２３９号
名古屋市港区高木町１丁目31番地の１　Ｉ・ＳＱｕａｒｅ406号
破産者　吉浦　昌實
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２４２号
名古屋市天白区平針２丁目108番地　パークシティＫＡＴＯ403号
破産者　田中真由子（旧姓小巻・上本）
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０５号
茨城県つくば市上横場2573番地11
破産者　石塚　誠一
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２２３号
茨城県水戸市見和１丁目359―６　県営桜ヶ丘アパート24号棟103、住民票上の住所茨城県那珂市菅谷3646番地１
破産者　大和田文男
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５０３号
仙台市青葉区支倉町４番40―704号
破産者　白井　早苗
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１６２号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目31番３―505号、開始決定時堺市堺区柳之町東１丁１番３―504号
破産者　毎日屋クリーニングセンターホームサービスこと　江辺　靖尚
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８３２号
堺市堺区協和町５丁481番地　塩穴団地２棟611号
破産者　山口　早苗
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
大阪府羽曳野市河原城632番地の４
破産者　溝口鋼材商店こと　溝口　幹夫
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３３６号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目31番３―505号、前住所堺市堺区柳之町東１丁１番３―504号
破産者　江辺千恵美
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５９９号
大阪府河内長野市錦町19番23号
破産者　飯田通信こと　飯田　純三
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６５６号
大阪府羽曳野市島泉４丁目２番18号
破産者　藪元　海夫
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
岡山県笠岡市笠岡2748番地
破産者　髙井千賀子
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１３３７号
札幌市東区北25条東20丁目２番１―101号
破産者　伊東　　勉
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０８号
埼玉県熊谷市万吉2098番地１　塚本ハイツ103
破産者　藤原　正秀
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５９９号
新潟県新潟市北区松浜みなと23番７号
破産者　南　　直之
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８０号
長野県塩尻市大字片丘4821番地２　君石団地１―106、前住所長野県松本市平田東３丁目36番２号
破産者　川井外喜夫
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部